

令和3年度川本町予算編成方針について

川本町長 野坂 一弥

(令和2年9月30日決定)

令和3年度川本町予算編成方針を以下のとおり定めたので、留意事項等を厳守し、予算要求作業にあたっていただきたい。

1. 財政状況と今後の見通し

(1) 国の状況

政府は、国の経済状況について「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)において、『現在の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」という)拡大の甚大な影響を受け、極めて厳しい状況』としており、感染症拡大によりデジタル化の遅れ、大都市一極集中や非正規雇用者の苦境など様々な課題が浮き彫りになったと指摘している。また、令和3年度予算編成においては、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題としながらも、現時点では予見することに限界があることから、対前年度と同額の要求することとしている。

本町に影響が大きい地方行財政改革については令和2年度計画において、臨時財政対策債等の発行額の圧縮や債務の償還に取り組み、財政健全化につなげるとしている。また、今後の人口減少に対応するためにも、地方自治体の業務改革と新技術の活用を通じた利便性の高い「次世代型行政サービス」への転換を積極的に推進すると同時に、歳出効率化等に前向き、具体的に取り組む地方自治体を支援するとしている。

今後、業務のテレワーク化、企業分散、デジタル庁創設など大きな社会へ変革が予想されることから、国の動向に十分注視しつつ、国の取組と基調を合わせて歳出改革等に取り組む必要がある。

(2) 本町の財政状況

令和元年度普通会計決算では実質収支が約3千6百万円の黒字であった。また、財政運営の主な目安とされる実質公債費比率は8.1%と前年比0.9ポイント増加となったが、将来負担比率については9.4%と前年比4.2ポイント改善した。実質公債費比率増加の要因は、平成27年度に実施した悠邑ふるさと会館大規模改修工事や平成28年度に整備した川本北公民館の借入の元金償還が開始することに伴い地方債の元利償還金が増加したこと等に伴う公債費の増額が影響しており、4年後には10%程度まで増加する見込みである。一方で、将来負担比率の減少は、地方債現在高等将来負担の増加を充当可能基金や償還に係る交付税見込額等の増加が上回ったことが影響している。

また、経常収支比率は92.6%と前年比0.1ポイント減少したが、この要因は、分母である経常一般財源収入が約37百万円増額したことにより分子である形状一般財源支出をわずかに上回ったことが影響している。令和3年度以降も、人件費、公債費の増額が想定されるため、

施設維持管理経費等の物件費をより一層抑制することが今後の大きな課題である。

令和元年度末の基金残高は22億47百万円で、前年度よりも76百万円増加したが、まちごと魅力化センター整備に係る町債借入等により、地方債現在高についても48億81百万と3億93百万円増加することとなった。

今後の財政状況として、歳入予算の根幹をなす町税収入は、三原地域への企業進出により、将来的な税収増加に向けた明るい兆しもある一方、感染症の影響による法人税の減収が予想されるため厳しい状況にある。また、歳入全体の40%超を占める地方交付税については、平成28年度以降減少傾向にあり、また感染症の影響により今後の算定見込みについても不透明な状況であることが予想されるため、今後も引き続き自主財源の確保及び歳出の削減に繋がる取組が必要である。

このように、本町の現在の財政状況については、実質公債費比率や将来負担比率等の健全化判断比率の数値については比較的安定しているといえるが、公債費増加や不透明な交付税の状況等、将来的な財政状況は依然厳しい状況である。今後も国の新しい動きを注視しつつ、主体的に準備を進め、スピード感をもって対応していくとともに、本年度見直しを図る川本町総合計画や川本町総合戦略に掲げる人口減少対策について、引き続き取り組んでいく必要がある。また、平成28年度末に策定した公共施設等総合管理計画に掲げる施設の老朽化対策等にも積極的に取り組んでいかななくてはならない。

2. 予算編成にあたっての基本的な考え方

つながりとぬくもりの中で豊かに暮らせるまちを目指し、安心・安全・活力のあるまちづくりのため、令和3年度予算編成は、本年度見直しを行っている川本町総合計画及び川本町総合戦略に基づき、引き続き人口減少対策に取り組む必要がある。また、引き続き公共施設等総合管理計画の推進につながる公共施設の除却や長寿命化に対する取り組みも積極的に推進する。

本年度も引き続き予算編成スケジュールの前半に新規・主要事業等の政策的経費の検討を行い、これに対して一定額の予算配分を行うこととする。

これらをふまえて、令和3年度予算については、以下の方針に基づき、予算編成を行うこととする。

(1) 総計予算

年度間予算を編成するものとし、事業内容等を十分検討し、収入・支出額を計上すること。なお、厳しい財政事情から年度途中の予算補正は原則として、次期総合計画・総合戦略策定に伴う事業や災害等やむを得ないもののほか、行わないものとする。

(2) 行財政改革の推進

第3次川本町行財政改革大綱に定める改革を確実に推進し、持続可能な財政構造を構築して、住民サービスの維持・向上を図ること。

(3) 町民ニーズを反映した施策に関すること

つながりとぬくもりの中で豊かに暮らせるまちを目指し安心、安全、活力のあるまちづくりのため、地域住民が求めていることを的確に把握し行政サービスとして取り組むこと。また、NPO法人や町民との協働を強く意識すること。

(4) 第5次川本町総合計画重点施策の成果指標の継続

当初予算編成段階では新たな計画が策定中であることから、第5次川本町総合計画実施のために必要な4つの施策内に整理された重点施策について、引き続き取組を推進すること。

また、新総合計画の骨子等が示された場合は、これに基づいた取組を行うこと。

(5) 川本町総合戦略の推進

平成27年度に策定した川本町総合戦略(平成27年度から令和2年度)に基づき取り組んでいる事業の内、令和3年度以降も引き続き取り組むべき事業について予算計上すること。

その他の新規事業については、本年度中に見直しを図る川本町総合戦略(第2期)を受けて、令和3年度補正予算、若しくは令和4年度当初予算に計上すること。

(6) 川本町公共施設等総合管理計画の推進

平成28年度末に策定した川本町公共施設等総合管理計画に掲げる施設マネジメントの徹底を図り、施設の適切な配置・規模を検討しつつ、公共施設の更新・統廃合・廃止・長寿命化等に取り組むこと。

また、これらの取組に必要な経費として一般財源ベースで、2,000万円を予算配分することとし、老朽化対策、長寿命化対策、コスト削減対策等につながる取組を実施する。

(7) 新規・主要事業への予算配分枠

新規事業、主要事業等の政策的事業については、予算編成の前半に実施する財政ヒアリング及び企画連絡会議において決定する。なお、これらの事業に対する予算配分は一般財源ベースで1億円としていたが、令和2年度は新たに見直しを行う川本町総合戦略(第2期)に基づく事業への配分額を一般財源ベースで7,000万円を配分するものとする。なお、戦略の見直しが本年度中に行われることから、新規事業は原則として補正予算での対応とし、当初予算には現行総合戦略からの継続事業をはじめ、やむを得ないものを除き必要最小限の計上とする。また、ハード事業に関する起債借入額は、令和2年度から新可燃ごみ処理施設整備に伴う借入を別枠とし、2億円を借入の上限とする。

(8) 会計年度任用職員制度の運用について

令和2年度から制度開始となった会計年度任用職員制度の運用や具体的な要求金額については、令和2年度に習うものとする。

なお、会計年度任用職員に支給する一時金(期末手当)は、令和3年度以降全額支給となることに留意すること。

また、委託先である公的団体に勤務する集落支援員等で、会計年度任用職員人件費の整合性を図る必要がある場合については、その根拠等を示した上で必要な金額を要求すること。この場合であっても、特別交付税の対象の範囲内に納めるなど、可能な限り一般財源負担の増加を抑制すること。

(9) 一般財源等の取扱いについて

ア (7)で決定する新規・主要事業を除き、前年度当初予算一般財源額の範囲内で要求することとする。

また、前年度と同様に人件費、公債費、一部事務組合等負担金、特別会計繰出金については別枠として算出すること。

イ 新規事業については、スクラップ&ビルドを基本とし、事業の財源を確保するため、既存施策の廃止・縮小についても十分な検討を行うこと。また、原則として事業終期を設け、第5次総合計画との整合性を図ること。

ただし、令和3年度については、川本町総合戦略の見直しを図っていることから、原則として令和3年度補正予算若しくは令和4年度以降での要求とする。

ウ 事業・施策の実施には、各種補助制度や地方債制度の財政支援制度を十分調査し、積極的に活用することにより、可能な限り財源の確保に努めること。また、地方財政対策や各種制度改革等についての情報収集に努め、適切に対応すること。

エ 国・県の補助制度にかかわる施策については、国・県支出金の廃止・縮減等の動向を的確に把握し、廃止・縮減されるものについては、別途財源措置がされるものを除き、町費負担の振替は行わないものとする。

(10) 特別会計について

特別会計については、一般会計からの繰入に依存することなく、独立採算制を念頭に、経営の合理化、効率化等を図り、長期的な収支計画を立て、予算編成を行うものとする。

3. 予算要求に係る留意事項

予算ヒアリングにおいては、予算の裏付け、必要性、意義付けなどの明確化を強く求めるので整理をしておくこと。

- (1) 新規・主要事業等については、必ず11月9日(月)までに事業リスト(様式別添)を作成し、総務財政課に提出すること。また、提出にあたっては、課内協議や課内査定を十分に行うこと。また、令和2年度新たに設けた公共施設維持管理対策費についても同様なスケジュールで提出すること。
- (2) 提案した新規・主要事業等については、11月11日(水)から実施する総務財政課ヒアリング時に、事業説明シート(様式別添)により説明すること。また、新規事業等説明シートのみでは事業スキームが分かりにくい事業については、A4・1枚の事業内容説明資料を作成すること。
- (3) 正規職員及び会計年度任用職員の配置については、別途総務財政課総務係から人員要求について示されるが、予算要求においては、各課・室・局ともに現行どおりの人員数を想定して事業の構築を行うこと。なお、新たな会計年度任用職員を配置する場合は、(1)の事業リストに記載し、新規・主要事業選定の流れにより庁議での決定を得た上で要求すること。
- (4) 事務事業評価の三次評価及び最終評価の指示事項について必ず内容を確認し、当初予算要求に反映すること。
- (5) 予算要求書提出前には、各課等において要求内容の自己査定を徹底し、課内で十分調整したうえ、予算要求すること。
- (6) 要求額の算定にあたっては、事業費や事務量の増減要因を十分検証し、漠然と算定することなく、全体の事業費や事務量を見極め、事業費等が過大又は過小とにならないよう予算要求すること。
- (7) 歳入・歳出予算の見積もりにあたっては、最新のデータを使用し、実際の執行状況にあたっては監査委員の指摘事項(決算審査意見書)について十分に検討し、必要な対応を図ること。
- (8) 予算要求書提出以降に負担金の変更や、制度改正等により要求内容に変更が生じた場合は、速やかに財政係との協議を行うこと。
- (9) 感染症拡大に伴う取組みについては、国、県の動向を注視し、適切に予算を計上すること。また、計上する事業については財政係と協議を行うこと。

《歳入》

- ・ 算出根拠や、受益と負担の関係を明確にし、不均衡、不公平なものは是正する。
- ・ 未利用となっている町有財産については、売却を促進する。
- ・ 町有財産貸付収入及び使用料に準ずる諸収入は、住民負担の公平確保と受益者負担の適正化を図る。
- ・ 国、県支出金については、制度改正等、動向を把握しながら、過大とならないよう計上する。

《歳出》

- ・ 予算要求に当たっては、可能な限り、精緻な見込額を計上する。
- ・ 外郭団体、各種団体等への委託料や補助金等については、業務や支援内容を精査し、削減可能な経費については削減をしっかりと図る。
- ・ 事業実施には、職員の業務量も十分意識し、アウトソーシングや地域おこし協力隊の積極的な活用を検討する。ただし、新たな集落支援員の雇用については、支援員としての本来の役割を満たす業務についてのみとし、活動費の支出についても経常経費等への充当を行わず、集落対策費として適正な内容とすること。
- ・ 当初予算編成中に新たな地域おこし協力隊の募集を行う場合は、事前に庁議等でその内容について十分協議すること。
- ・ 近年、予算計上した地域おこし協力隊が雇用できないことによる不用額が大きくなっていることから、これらの実績を踏まえて雇用見込みについて十分精査すること。
- ・ 各種協議会等への負担金は、納付先の団体の活動状況、負担金に見合う反対給付の内容を調査のうえ、必要性が十分見込まれるものに限る。
- ・ 補助率10/10というだけで安易に受け入れるのではなく、人件費がかかることも考慮し、目的や効果を十分検討する。
- ・ 公共施設等の維持管理経費の徹底した削減を図ること。中でも光熱水費や管理委託費について契約内容や委託金額等について見直しを図ること。

《編成日程》

日付	項目
令和2年 10月 7日(水)	予算編成方針説明会(庁議)
10月14日(水)	当初予算編成作業補佐係長説明会
10月19日(月)	12月補正予算要求書入力開始
11月 2日(月)	当初予算要求書入力開始
11月 9日(月)	新規・主要事業リスト提出
11月11日(水) ～13日(金)	総務財政課ヒアリング (新規・主要事業分)
12月25日(金)	当初予算要求書提出期限
令和3年 1月12日(火) ～15日(金)	総務財政課ヒアリング(新規等除く)
1月20日(水)	調整内示
1月27日(水) ～ 29日(金)	町長査定 ※3月補正と併せて実施
2月 5日(金)	町長査定内示

※議会日程によりスケジュール変更の可能性あり